

令和 7 年 9 月 25 日

◆鈴木ひでし委員

私からは、午前中からストーカー事件等に対する検証結果について質疑が各会派からございました。私は現場でいつも耳にすることは、これからどうしていくんだ、どうなっていくのですかねというような御質問を多々頂く。今の検証の中で、もうある意味でこのようなことが二度と起こらないように、また尊い、尊い命が亡くなられたわけでございまして、このことに対して私ども議会としても、しっかりとまた検証と同時に、どのような形である警察の皆様方が立ち上がっていただけるかということをもう一度確認しなければいけないという思いで質問をさせていただきます。

まず、第一ですけれども、報告書を読ませていただきました。本部対処体制の司令塔を担う参事官級のポストの設置とありましたけれども、この専任の参事官なのか、それとも、兼務であれば結局形だけなんじゃないかと、機能しないのではないかと、すごく危惧しております、ここら辺のところを説明してください。

◎警務課長

まず、検証結果を踏まえまして生活安全部門と刑事部門を俯瞰する立場の司令塔を設け、刑事部参事官兼刑事総務課長を充てることといたしました。これら新しい体制におきまして、刑事部門の役割をより明確化することによって、両部門の情報共有や連携に間隙を生じさせないようにするためのものであります。

委員御指摘のとおり、この司令塔が形だけとならないためにするためにも、確実に司令塔である参事官に必要な情報が上がり、実質的な指揮が行われることが重要と認識しておりますので、このような運用に努めてまいりたいと考えております。

◆鈴木ひでし委員

今の御答弁聞いていても、これからの行方を見るしかないわけでございますけれども、やはりきちんとした司令塔ができたということがただ旗印だけではなくて、それにきちんとした中身が伴わなければ何もならないわけで、その部分をくれぐれもよろしくお願いしたいと思います。

次は人身安全関連事案について、早期の事件化を視野に入れた対応が取れる体制を構築する必要があると思いますけれども、具体的にどのような形でされるのかお聞きしたいと思います。

◎刑事総務課長

新しい制度では、捜査第一課の役割をより明確にするために、捜査第一課に人身安全指導係と人身安全初動対処係を新設しました。この両係は警視 1 名、警部 1 名、警部補以下 10 名の合計 12 名での体制であり、警察署に対し人身安全関連事案に係る捜査の積極的、能動的な指導や支援を行うこととしております。

◆鈴木ひでし委員

新しい係をつくったことは理解したんですけれども、これまでとどう違ってのところで、県民にも伝わるように説明してほしいのですけれども、お願いしたいと思います。

◎刑事総務課長

これまでの人身安全関連事案については、生活安全部と刑事部が協力して対処に当たっておりましたが、それぞれの部における役割を一層明確にするため、専門に従事する係を設けました。これにより捜査の面においても、これまで以上に早い段階から対処が可能になるものと考えております。

◆鈴木ひでし委員

今までの答弁でもそうだけど、私すごく感じるものがあって、県警のホームページを見ても、この検証結果というのが出ていても、要するにここにいる人間は皆、刑事部だとかやれ生活安全部とかというのは分かるだろうけれども、一般の人なんか基本的に分からない、そんなの。捜査第一課と二課が何が違うかなんて、失礼ですが、日常生活にそんなに興味のない人も多いのではないの。私がお願いしたいのは、なるべく今回どのようなようになるのかというようなものを、ホームページや広報の方、広報の課長さんもいらっしゃるんだから、そういうものが、どのようになっていくんだ、だからこのようにやりますよというようなのをいち早くぜひともお願いしますよ。

そういう流れはすごく私、これから大事だと思うんですよ。検証結果がありましたってどうするんだよというような世の中なのだから、こういうことになっているようなことがあればひとつよろしくお願いしたいと思います。

人身安全対策課においても継続的に事案を管理する体制を構築する必要があると思いますけれども、具体的にどのように考えているのかお聞かせください。

◎人身安全対策課長

人身安全対策課に警視1名、警部3名、警部補以下3名の合計7名からなる指導係を新設しております。指導係の担当者が各警察署で取り扱う人身安全関連事案について、警察署への巡回指導を行い、警察署で継続的に取るべき措置等の指導や管理をしていくこととします。

◆鈴木ひでし委員

御答弁いただきましたけれども、今きちんとしたデータベースみたいなのがあって、それを一つ見ながら、一つ一つチェックをして回ってくださるということだというふうに理解をいたしました。

その中で指導係では、各警察署の人身安全関連事案を管理するということですから、どのように管理するのか。

◎人身安全対策課長

各警察署で取り扱う人身安全関連事案は各警察署において記録し、システムに登録することで人身安全対策課指導係の担当で把握、管理することとしております。

◆鈴木ひでし委員

あわせて、人身安全関連事案の管理について指導係において、具体的に何を把握して、把握した情報を基に警察署に対して何をするのか教えてください。

◎人身安全対策課長

指導係においては、システム上記録されている各種記録に加え、その他の関連事項を確認し、このようにして把握した情報に基づき、警察署に対し様々な指導、助言を行うこととしております。

◆鈴木ひでし委員

多分現場の警察官の方からすれば、いろいろなやはり対処をされていらっしゃるのだろうと私は思っていて、先ほどの他会派の方も、相当な方が負荷がかかっていたのではないかと等々、やはりある意味で一人一人報告事項や、また状況の把握の仕方は違うわけですから、もう一度、そこら辺を見ながらよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あわせて、今回見ましたらば、警察署の対処体制の強化として次長を配置するというふうに、警察署の拡大をするということになりましたが、これについて詳しく教えてください。

◎警務課長

これまで警察署には生活安全課と刑事課のそれぞれに担当次長、これは階級で言うと警視になります、これらが配置されていた署が5署ありました。これを生活安全と刑事の両方を担当する1人の次長として、両部門の情報を集約させることで、指揮系統を一本化し、もう一人の次長につきましては、これまで次長の配置のなかった署に配置をいたします。

また、刑事担当次長のみが配置された署は18署ありましたが、全てを生活安全と刑事両方を担当する次長として、同じく指揮系統を一本化いたしました。指揮系統を一本化することで危険性や切迫性の評価や事件判断等の、同時進行で滞りなく対処することが可能となると考えております。

今回、新たに次長、担当次長を5署に配置したことによりまして、両部門を担当する次長の配置がある署はこれまでの23署から28署となりました。

◆鈴木ひでし委員

警察本部ではまた警察署の次長などの階級等は理解しましたがけれども、実際に現場で対処に当たる警察署の係員についてはどのように考えているのかよろしくお聞かせください。

◎警務課長

県内全署の署対処体制を早急に点検いたしまして、署の規模に応じて人身安全関連事案に適切に対処できるよう、来年の春の定期人事異動におきまして適正配置に努めてまいりたいと思っています。

◆鈴木ひでし委員

御答弁いただきましたけれども、私、一言言わせていただきたいのは、確かに署の大小と今おっしゃっていたけれども、今回だって川崎の臨港署は小規模だろう。だって、大規模なやはり、大規模、小規模という言い方はどうなのか分かりませんが、やはり小規模な署であってもこういう事件が起こることです。だから、そのことについてしっかりまた体制をしないと、例えば既存の例えば警察の中でも大きな警察署であれば警視、また警視正が小さいという、中小規模というようなものがあるのかもしれない。それに基づいた形でこの人身事案というようなものを扱うと、また私、失礼ですが、同じようなことが起こるのではないかとすごく危惧しますので、それをひとつよろしく願いたいと思います。

対処体制の強化について理解しましたけれども、人身安全関連事案を取り扱う職員の対応能力のための方策についてどのようにするのかお聞きしたいと思います。

◎人身安全対策課長

人身安全関連事案を取り扱う可能性がある職員に対する教養の強化として、研修等の様々な機会を通じた指導、教養を行い、対処能力の向上を図ってまいります。具体的には人身安全関連事案を取り扱う可能性がある全ての職員に対する執務資料を活用した基本的な教養の徹底、現場で対処する職員に対するケーススタディ等、実践的な教養の充実、現場で対処する職員と幹部職員のそれぞれに向けたマニュアルの整備と継続した教養、新たな本部対処体制による警察署に対する適切な指導等に取り組むこととしております。

◆鈴木ひでし委員

今御答弁いただきましたけれども、私もぜひともお願いしたいのは、これマニュアルでもって一方的な例えば研修等々や指導という言葉が書かれているのだけれども、やはりできましたらこういうところで現場の知恵というのは一番大事なのではないですか。私たちは、机上の当たり前のことをほぼ述べられている、だけれども、現場ってすごく機転が求められるのではないですか。そここのところというのは、その隙間みたいなものをどうするのかというようなことも、しっかり話し合えるような研修にしていいただきたいということを要望しておきたいと思います。

最後に、現場の対処能力向上について理解しました。人身安全関連事案に限らず、様々な事案に対して、署長が適切に対応していくことが必要であると考えますが、署長に対する指導については、どのようにされていくのかお聞かせください。

◎警務部長

今回の対処におきましては、署長が報告を受けた際に事案を継続的に管理すべきといった抽象的な指示は行っていましたが、行政措置の検討や事件化を見据えた具体的な指示はなされておりました。人身安全関連事案に限らず、署長には事案の全体像を俯瞰的に掌握した上で、危険性や切迫性を適切に評価し、時には部下の評価や判断を是正するなどして適切な対処方針を指揮することが求められております。

こうした点につきまして今後各部とも連携しながら、署長に対して必要な指導を行ってまいります。

◆鈴木ひでし委員

今、御答弁いただきました。私、この署長さんというやはり指揮権というのはすごいものだと思うのですよ。やはり人事権、ああ、人事権はないな、所轄する署員の方々の指揮権を持っていらっしゃる。これは署長さんが現場から、それはもう失礼ですが、警察でなくてもどこの組織もそうだけれども、やはり何か見落としがあった、何々があったというようなことを素直になかなか上がらないというところに、いろいろやはりそれが重大事件になっていったりというのが、これは世の常ではないですか。だから、その中でやはりもう一度、署長さん等々に対するやはりこのマネジメント能力というようなものについての在り方というのは、本当にこれしっかりしていかないと、やはり先ほど他会派の方が署長さんの力は絶大だとおっしゃっていて、私もそのとおりだと思います。

だから故に、逆にそれが今度は本部長まで上がらないというその図式というようなものは、そこの中に、本当にストレートにそういうものも上がっていくというような文化というようなものは、なかなか簡単に口で言ってもそういかないう部分はあるかと思えますけれども、ぜひともこのような、特に先ほどから出ておりますが、この人身安全関連事案というのは、ストーカーだ、DVだというようなものがあるということを、本当にその現場というようなことを直に行った人は聞く能力と、行った人が話す能力との違いもあったり、そういうものをどのようにジャッジするかというマネジメント能力も問われる。そのところ、やはり本部として、しっかりまた全体をひっくるめてマネジメントをしていただきたいことをお願いしまして終わります。